◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

○阪空経第53号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　那覇空港事務所管制塔新築工事

⑶　工事場所　沖縄県那覇市大嶺(那覇空港内)

⑷　工事内容　本工事は、那覇空港の管制塔新築工事を行うものである。

1）建築工事　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）、８階建（地上88.5m）、建築面積330.08㎡　延床面積1,293.89㎡

2）土木工事　土工、小型水路工、撤去復旧工、構造物撤去工、緑地工及び舗装工

3）外構工事　構内舗装（アスファルト）、ハブ除柵、植栽、雨水排水設備等

⑸　工期　契約締結の翌日から平成30年12月14日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約10,000㎥　鉄筋約1,400ｔ　鉄骨約640ｔ

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。なお、特定ＪＶ又は、経常ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶ又は、経常ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建築工事業」での認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において1,200点以上であること。また、特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が建築工事業において900点以上であること。

⑷　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　次に掲げる施工実績を有すること。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１」の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事１】

・内容：建築物の新築又は増築。

・用途：問わない。(ただし、工場・倉庫等を除く)

・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造。

・建物高さ：60m以上。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、「同種工事１」又は「同種工事２」の要件を満たす工事の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事２】

・内容：建築物の新築又は増築。

・用途：問わない。(ただし、工場・倉庫等を除く)

・構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造。

・建物高さ：31m以上。

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶ、経常ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

1）１級建築施工管理技士、１級建築士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。

2）下記に掲げる工事の経験を有する者であること。

①　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者又は単体にあっては２⑺①に掲げる同種工事１の経験を有する者であること。

②　特定ＪＶ、経常ＪＶの代表者以外の構成者にあっては２⑺①又は②に掲げる「同種工事１」又は「同種工事２」の経験を有する者であること。

3）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4）競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

5）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

①　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

⑼　大阪航空局が発注した建築工事で、平成26年４月１日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

⑽　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

⑾　本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「㈱安井建築設計事務所」である。

⑿　入札説明書の交付を受けた者であること。